

2026 年 7 月

「プロダクトガバナンスに関する方針」の取組状況

金融庁より「顧客本位の業務運営に関する原則」（改訂版）の「プロダクトガバナンスに関する補充原則」が公表されています。本方針に関する取組状況（2025 年 7 月～2026 年 6 月）についてご報告します。

【方針 1. 基本理念】

当社 キャピタル アセットマネジメント（Capital Asset Management）は、経営理念をより具体化するために『CAM のクレド』を策定しています。

『CAM のクレド』	
C redibility	【会社と商品の信頼性の醸成】
A ccountability	【責任感と説明性のある行動】
M aximization	【顧客本位の付加価値の最大化】

当社は、お客様から信頼される運用会社として強い責任感と高い説明性を持ち、お客様本位の視点で付加価値の最大化を追求するために、経営のリーダーシップのもと適切なガバナンス体制を構築しています。

【方針 2. 体制整備】

当社は、運用する金融商品の組成から償還に至るライフサイクル全体を通じたプロダクトガバナンス及び当該金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける適切な品質管理のため、「投資政策委員会」と「運用管理委員会」とを両輪とする実効性を確保するための体制を構築しています。

具体的には、資産運用に係る PDCA サイクルとして、「投資政策委員会」による運用方針決定・運用計画立案機能と、「運用管理委員会」による運用成果とリスクのモニタリング機能とを両輪とする運用規律と一貫性のある運用体制を構築しています。

【方針 3. 金融商品の組成時の対応】

当社は、金融商品の組成にあたっては、販売会社へのヒアリングにより広く顧客のニーズを把握します。また、新ファンドの設定に際しては、当該ファンドの商品性に応じて販売会社用資料を提供し、十分に理解が浸透するよう情報連携に努めます。

ファンドのリスク・リターン等を検証する際は、恣意性が生じないよう外部の 2 つのファンド評価ツールを用いて検証する体制としています。

【方針 4. 金融商品の組成後の対応】

当社は、運用する金融商品について、組成時に想定した金融商品の商品性が確保されているかを運用管理委員会において継続的に検証するとともに、投資政策委員会と連携し更なる品質の向上とプロセス等の改善に努めています。

具体的には、運用管理委員会では、リスク・リターン及び総経費率について他社の類似ファンドを含めて検証しています。

運用するファンド・オブ・ファンズが組み入れる投資対象ファンドについて、投資対象ファンドのモニタリングを実施し、投資政策委員会で報告すると共に、必要に応じてファンドを入れ替える対応を行っています。なお、投資対象ファンドの組入れ後に、定期的なデューデリジェンスを実施しています。

【方針 5. 顧客に対する分かりやすい情報提供】

当社は、運用する金融商品の運用体制、運用状況及びプロダクトガバナンス体制等について交付目論見書等により分かりやすく情報提供しています。

当社のファンドはアクティブ運用を行っており、投資判断を行うファンドマネージャーの氏名、職務経歴等をホームページで情報提供しています。

また、主要ファンドについては決算後に、担当ファンドマネージャーによる運用報告会を Zoom で開催し、その後ホームページにも掲載しています。

この他、ファンドのマンスリーレポートでは、ファンドが投資する企業を分かりやすく情報提供するために組入上位 10 銘柄の概要を紹介しています。

なお、当社は、運用の外部委託を行っていないため、「顧客本位の業務運営に関する原則」（改訂版）の「プロダクトガバナンスに関する補充原則」における補充原則 4.【金融商品の組成後の対応】（注 3）については、該当しません。

以上